

業種別分類表

1. 物品の購入等

大分類	中分類	主な品名等(営業に関する許可等)
1 産業用機械器具類	01 土木建設機械器具	特殊車両(フォークリフト、ポンプ車等)を含む。
	02 農林業用機械器具	特殊車両(フォークリフト、ポンプ車等)を含む。
	03 漁業用機器及び資材	20トン未満の船舶、船舶用品等
	04 設備用機器及び資材	空調設備等
	05 電気・通信機器及び資材	電気機器、電子計算機、パソコン、電気製品、照明器具、通信機器、電線等
	06 工作機械器具	
	07 印刷機器及び資材	事務用を除く。
	08 建材類	畳、建具、表具、塗料、ブロック類、ヒューム管、ワイヤー類
	09 原材料類	原木材、鉄鋼材、セメント、ガラス類、砂、コンクリート管等(採石業、砂利採取業者登録)
	10 農林業用種苗薬品資材類	庭石、黒土、芝、種苗、飼料等(肥料、農薬届出、動物医薬品許可、劇毒物登録、覚せい剤指定)
	11 工業薬品・火薬類	高圧ガス類(劇毒物登録)、(火薬類販売許可)
	12 機械修繕	
	13 その他産業用機械器具類	組立ハウス、焼却炉、コンテナ類
2 医療機器類	20 医療機器	(高度管理医療機器等販売許可、管理医療機器販売業届)
	21 医療用品類	(高度管理医療機器等販売許可、管理医療機器販売業届)
	22 医薬品	(医薬品許可、麻薬免許、毒劇物登録、覚せい剤指定)
	23 その他一般薬品資材類	医療用ベッド、車イス、放射線防護用品等の許可・届出等を要しないもの
3 教育研究用機器類	30 教材用各種用品	視聴覚機器、楽器、模型、標本等
	31 理化学機器、計測機器及び資材	光学機器、実験機器、分析機器、計量用計器、気象用計器、音響測定器等(特定計量器販売事業書籍、雑誌、追録、地図類の販売)
	32 図書及び定期刊行物	
	33 運道具	体育機器、スポーツ用品、レジャー用品等
	34 動物	モルモット、鳥・魚・虫類等(家畜商免許)
	35 その他教育研究用機器類	美術工芸品、額縁、教材用CD、フィルム等
4 事務用機器類	40 事務用機器	事務機器、OA機器(パソコン等)、複写機、トナーカートリッジ、シュレッダー等
	41 家具・調度品	木製・鋼製家具、黒板、じゅうたん、カーテン等
	42 文具・用紙類	文房具、印章、紙類等
	43 写真類	カメラ、写真用品、DPE等
	44 複写類	青写真等
	45 製本	
5 車両用品・車類	50 自動車	バス、バイクを含む。フォークリフト等を除く。
	51 自転車・その他車類	
	52 車両用品	車両部品を含む。
	53 車両修繕	(工場認証、認定、指定)
6 油燃料・脂類	60 車両燃料	船舶用を含む。
	61 暖房燃料	(石油販売届出、揮発油登録)
	62 その他油脂類	LPガスを含む。(石油販売届出、液化石油ガス登録)

6 被 皮 服 革 ・ 類 織 維	70	被服類	軍手、ゴム製品を含む。 洋品、服地、ウエス、業務用テント、シート、ロープ、マット類
	71	寝具類	
	72	靴鞆類	
	73	その他一般繊維皮革類	
8 そ の 他	80	保安消防器材	標識類、交通安全施設、避難設備、消防用品、防災用品、消化剤、災害用食糧等 トロフィー、楯、のぼり、どんちょう、暗幕、腕章、バッジ等 パネル、けんすい幕等 茶類を含む。(食品行商(販売業)登録、食品衛生営業許可、米穀出荷、販売事業開始届) 厨具、暖房器具、ガラス製品、大工道具を含む。 ワックス類、洗剤類、袋類、食器、トイレトーパー、ダンボール等 電話消毒器、ビニール加工製品等
	81	記章・プレート・旗類・広告用品	
	82	看板類	
	83	時計・貴金属類	
	84	食料品類	
	85	金物・陶磁器類	
	86	日用雑貨	
	87	洗たく	
88	その他の物品		
9 百 貨 店	90	百貨	デパート 総合商社
10 印 刷 物 の 製 造	100	平板印刷	一般の印刷 連続帳票、OCR、OMR等 (測量業者登録) 凸版印刷、凹版印刷、スクリーン印刷、カード印刷、ラベル印刷、オンデマンド印刷等
	101	フォーム印刷	
	102	地図印刷	
	103	その他の印刷	
11 印 章 の 製 造	110	印章	印章
12 複 写 機 の 保 守 サ ー ビ ス	120	複写機の保守サービス	町所有の複写機及びその付属品の点検・調整、消耗品の供給等に関するサービス

2. 物品の賃貸借(複写機、電子計算機又は自動車に限る。)

大分類	中 分 類		主な品名等(営業に関する許可等)
20 物 品 の 賃 貸 借	200	複写機	パソコン及び周辺機器を含む。 旅客自動車運送事業は除く。 (自家用自動車有償貸渡許可)
	201	電子計算機	
	202	自動車	

※「主な品名等」欄中、()書きで示した許可、登録等を有する場合は、営業許可等の写しを提出してください。